

經濟論叢

第154卷 第1号

ホートリー・コネクションⅢ……………	小島專孝	1
冷戦体制解体と台湾經濟の構造轉換……………	宋立水 趙國慶	28
水資源開發と地方自治……………	小森治夫	54
マハトマ・ガンディーの社会經濟思想……………	石井一也	72

平成6年7月

京 都 大 學 經 濟 學 會

マハトマ・ガンディーの社会経済思想

——受託者制度理論を中心として——

石 井 一 也

はじめに

マハトマ・ガンディー（Mahatma Gandhi or Mohandas Karamchand Gandhi, 1869-1948）の社会経済思想の一部を構成する受託者制度理論（The Theory of Trusteeship）は、一般にガンディーの思想を「体制擁護」論として受け取る見方の中でその存在が捉えられているものの、どのような形でそれがガンディーの人生の中で生成し、後に社会主義思想から一定の批判的インパクトを受けつつも独自の理論として展開していったかについてはいまだに明らかにされていないものと思われる。受託者制度理論とは、第一義的には社会の富者がその財産を神から信託（trust）された「受託者（trustee）」として行動し、これを社会の貧者のために行使するという考え方であり、たしかに同理論においては資本家や地主が「受託者」として振る舞うかぎりその立場が保証されるという一側面を持つ。しかし同理論がガンディーの人生の最後の20年の間に力説されてゆく過程を詳しく追ってゆくと、例えば社会改革を急ぐ社会主義者への歩み寄りも見られるなど、必ずしも「体制擁護」を目的としていたとは断定できない側面もまた観察できるのである。

したがって、本論文では受託者制度理論の展開過程を中心にガンディーの社会経済思想を検討する。まずはじめに、同理論がこれまで「体制擁護」論として認識されてきた経緯を紹介したい。次に、同理論についてその生成からガンディーの死に至るまでの間の展開を Gandhi, M. K. [2], *The Collected Works*

of Mahatma Gandhi, 90 vols., 1958-1984 (以下 CWMG あるいは『マハトマ・ガンディー全集』と略す)に基づいて悉さに追う。そして最後に、実は同理論がガンディー独自の「非暴力」の社会経済改革理論だった点をむしろ積極的に評価しうることを示して結びとする。

I 「体制擁護」論として捉えられる受託者制度理論

受託者制度理論の展開過程を検討する前に、同理論が一般にどのように認識されてきたかを見ておく必要がある。同理論に対する一般的な認識は、拡大しつつある大衆運動を「非暴力」の観点から突然停止してしまうガンディーの指導方法に対する批判とともに、ガンディーの思想・実践が「体制擁護」を目的としていたか、あるいは結果として「体制擁護」の役割を果たしたとする見方の一部を構成している。インドにおいては社会主義者ジャワーハルラール・ネルーや共産主義者 E. M. S. ナンブーディリッパードゥ (通称 EMS) らが、同理論を含めたガンディーの思想・実践に対する批判を早くから展開しているが、彼らの基本的視点はソヴィエトや日本などでも広く共有されている。

まずはじめに、人間の性悪説を前提とするネルーはガンディーの受託者制度理論の実現可能性に疑いをかける。「受託者制度の理論を信ずること——一人の個人に無限の力と富を与え、それを公の福祉のために、もっぱら行使するように彼らに期待することは合理的だろうか」(ネルー [15], 522ページ)。そしてネルーの目には、同理論を主張するガンディーがザミンダールやタルカダールなどの土地所有制度、封建主義、資本主義を支持するものと映るのである。「彼は進歩の途上の障害物となっている旧秩序の遺物の全て——封建的な土侯国、大ザミンダール、およびタルカダール、資本主義制度——に祝福をおくっている」(同上)。「なぜ彼は、負け犬に対して愛情と哀れみを持っているにもかかわらず、不可避免的に負け犬を作り出し、それを踏みつぶしてしまう仕組みに対して支持を与えるのであるか。なぜ非暴力に傾けた彼の情熱にもかかわらず、全的に暴力と強制に基づいている政治機構に味方するのであるか」(同書, 504

ページ)。

他方、EMSのガンディー批判はその著書『マハートマとガンディー主義』の全般において一層厳しい調子で展開されており、それは実際次のことを論証するために書かれたものといってよい。「ガンディーは何よりも一つの階級——ブルジョアジー——の抜け目のない政治的指導者であった。彼は常にブルジョアジーの階級的利益に従って行動していたのであった」(EMS [14], 111ページ)。EMSにとって、受託者制度理論はその他の諸戦術とともに「現実の実践においては、次の点で、ブルジョアジーを大いに助けることになったのである。それは、(a)帝国主義に反対して大衆を行動に奮い立たせること、(b)彼らが革命的大衆行動に訴えるのを阻止することの二点である」(同書, 200ページ)。このように当時のインドの社会主義者・共産主義者の目には、同理論が既存の階級関係を支持し、ブルジョア階級の利害を助長するものであると映るのである。ガンディー思想を「体制擁護」論として見る見方は、我々が次に見るようにインドのみならずソヴィエトや日本でも広く共有されてゆく。

ソヴィエトにおけるガンディー評価は、坂本徳松 [18] に詳しい。坂本氏によれば、ソヴィエトのア・エム・ディヤコフにおいては「ガンディー主義は、国民会議派のブルジョア・地主的首脳部の手中にある最も強力な武器で、それによって大衆を従属させ、昂まる大衆運動を自己の利益のために利用することができた」(坂本 [18], 6ページ)のであった。「ガンディーは農民大衆の宗教的偏見を利用し、その無知、立ち遅れ、会議派とその指導者たち、とくに遅れた大衆によって聖雄と仰がれていたガンディー自身に対する農民の盲従のならわしなどを利用し、それによって大衆の積極性を抑えつけ、彼らを墮落させ、ふたたびブルジョアジーと地主との裏切りの犠牲者にした」(同上)。

1957年にこのようなソヴィエトにおけるガンディー評価について「インド・ナショナリズム指導者、ならびにインド民衆に対して、これほどひどい侮辱があるろうか」(同上)と憤りを表明した坂本氏自身も、その後、1969年に第一版が出版された『ガンジー・人と思想』においては、「ガンジーは農民を含めての

インドナショナリズムの指導者であって、農民や労働者の階級的立場を代表するものではなかった。このことは大衆運動が高揚し、イギリス側の暴力に抗して大衆自身が革命的な暴力を爆発させるという階級的な場面になると、ガンジーは常にこれを抑制する立場にたつ、ということに露骨にあらわれている」(坂本 [19], 56-57頁)と述べ、「ガンジーは、民族に強く、階級に弱い」(同書, 169ページ)というテーゼを掲げるに至るのである。

さらに蠟山芳郎氏は、1950年に出された『マハトマ・ガンジー』の中で次のように述べている。「ガンジーは、インド民族資本の代弁者として、根強い民族資本の力を背景として、彼の教義、非暴力の教義を説いた。……インド民族資本の代弁者として終始したところにガンジーの真髓がある」(蠟山 [17], 92ページ)。これについて内藤雅雄氏は、戦前・戦後の日本におけるガンディー研究を詳細に検討した論文の中で、蠟山氏がガンディーを「インド資本主義の培養と発展」に貢献した人物であるとしたこととともに高く評価している(内藤 [11], 30ページ)。また、蠟山氏がガンディーの死後インド国内に階級対立が激化した事実について「インド民衆の上にもったガンジーの偉大な声望は、その下で進行していた階級闘争をおおいかくしていたわけである」(蠟山 [17], 212ページ)と述べるのに対し、内藤氏は「冷徹な科学の目を感じることができる」(内藤 [11], 31ページ)と評価するのだが、これは内藤氏自身が持つ体制変革に保守的なガンディーのイメージに基づくものである。

内藤氏は、その著書の中で受託者制度理論について触れ、「ガンディーおよび彼の思想が資本家の利害を反映したと見るべきではなく、逆に資本家の利害がまさにガンディー哲学の中の諸概念を必要とし、それにひきつけられたとすべきであろう」(内藤 [12], 114ページ)と述べている。しかし、氏にとって基本的には「ガンディーが階級闘争に対して異常な忌避あるいは敵対の姿勢を示したことも大きな問題を残すことになる」(同書, 36ページ)のであり、同理論を「階級協調論」として否定的に捉えることには変わりないのである。「彼の特異な『神の信託(トラスティーシップ)』論は、現実のインド社会の場

にあっては地主・資本家の存在をほぼそのまま認めることであり、せいぜい典型的な階級協調論を示すものである。ガンディーは、20年代、30年代に高まっていくなり左翼勢力主導下の農民、労働者の運動に対して、この思想を武器に立ち向かおうとしたのである」(同上)。

以上のように、体制変革に対して保守的・反動的なガンディー像は、批判のトーンの強弱はあれ、かなり一般的に受け入れられている。しかし、ガンディーの生涯における受託者制度理論の生成から彼の死に至るまでの展開を悉さに追ってみると、ガンディーが階級闘争の回避に努めつつも、同時に貧者の救済と階級間の不平等な経済的分配関係の是正を目指していたことが分かる。また、1930年代以降に急速な社会改革を求める社会主義者たちに歩み寄る様子は、彼らと共に改革を進めてゆこうとしていたことを意味しており、その展開過程は、必ずしも同理論が「体制擁護」を目的としていたとは断定できない側面を備えているのである。我々はその様子を次に見ることにしよう。

II 受託者制度理論の萌芽期

『マハトマ・ガンディー全集』によると、「受託者」という言葉がガンディーの生涯の中で初めて用いられたのは、ガンディーが南アフリカにおいてサッティヤーグラハの闘争を展開していた最中の1908年である。しかしこの頃のガンディーの発言に見られる「受託者」は、統治する側の英帝国、あるいは英国人を指すものであり、後に恒常的になされるように、資本家や、地主を意味するには至っていない。「受託者 (trustee = 英帝国・英国人) が、その被後見人 (ward = インド・インド人) にしてきた全てのことに被後見人を適合させるべきでないとしたら受託者の義務は何か。イギリス政府は被後見人である我々に完全な市民権を与えようとしているだろうか」(括弧は引用者。CWMG, Vol. 8, pp. 475-476)。

しかし後に出版された『自叙伝』によると、受託者制度理論の宗教的基礎が、ガンディーが南アフリカ滞在中に熱心に研究した『バガヴァッド・ギーター』

に置かれており、後に大きく展開する同理論の萌芽がこの頃のガンディーの脳裏にぼんやりとはあるが形成されたことを示唆する一節がある。「私はイギリス法の研究を借りて、所有ということを考えた。私は『受託』という言葉の意味を、ギーターの教えに照らして、いっそう理解することに努めた」(ガンディー [10], 215ページ)。この時期に実際の場合で説かれた受託者(イギリス)と被後見人(インド)との関係は、ガンディーがインドに帰国した後に、資本家と労働者、あるいは地主と小作人との関係に置き換えられ、「所有」に関する漠然とした概念と結び付いて次第に同理論の基本的枠組を形成してゆくのである。

III 大資本家との出会いと受託者制度理論

1915年にインドに帰国すると、ガンディーは、アシュラムの設立やアーメダバードにおける労働争議などを通じて幾人かの企業家とめぐり会っただが、これらの企業家こそは資本家としての「受託者」の原型をなした人々にほかならない。ここではガンディーと彼らの関わりをいくつかを見ることにしよう。

まずはじめに、アンバーラール・サーラーバーイはアーメダバードにおける紡績工場の経営者であった。内藤雅雄氏によれば、アンバーラールは、カディ生産推進運動などガンディーの社会建設活動に多大な貢献をした人物である(内藤 [12], 94-95ページ)。またガンディーの『自叙伝』の中で匿名でただ「シェート(大企業家)」としてだけ言及され、1915年のアシュラム開設直後、深刻な財政危機に陥ったガンディーに黙って1万3千ルピーの紙幣の山を渡していった人物は、このアンバーラールであるという(同書, 90ページ/ガンディー [10], 293ページ)。

1918年にアンバーラールは、ボーナス・カットにともなう基本給の引上げ率をめぐって、労働者側を代表する姉のアナスヤー・サーラーバーイと対立した。このときガンディーは、労働者の側に「非暴力」のストライキを行うように勧めたが、解決にあたってのコメントの中で次のように述べた。「工場主側

を代表したアンバーラール・サーラーバイ氏は、あらゆる意味において紳士であり、偉大な教養と同様に、偉大な能力をもつ人物である。こうした資質に加えて、かれは強固な意志を有している」(CWMG, Vol, 14, p. 286/内藤 [12], 91-92ページ)。ところで、この労働争議を契機としてガンディーが設立したアーメダバード繊維労働者協会 (Ahmedabad Textile Labour Association = ATLA) は、文字通り労働者・資本家の対立を解消するための「仲裁機関」としての役割を担う特殊な労働組合であった (Revri [7], p. 76) が、それは実際以下に見る受託者制度理論を現実に機能させるための重要な場所であったと考えてよい。

他方、ジャムナラール・バジャージ¹⁾は、「ガンディー主義的企業家」と称されるほどにガンディー自身の企業家観に決定的な影響を与えた人物である。1915年には、ガンディーの足となるべき自動車を購入し、1918年にはアシュラム建設費用の一部として2万8千ルピーを寄付している (内藤 [12], 100-101ページ)。さらに1921年にティラク・スワラージ民族運動基金に10万ルピーを、また1936年には、ガンディーの活動の本拠地となる最後のアシュラムが置かれた村、セーガオンを提供している (同書, 103-105ページ)。次の一節は1942年、ジャムナラールの死に際してガンディーが寄せた追悼文からの引用である。「私は、公共の福祉のために自らの富の被信託者たろうとする金持ちの人々について書くとき、いつも主としてこの豪商を心に浮かべた」(CWMG, Vol. 75, p. 306/内藤 [12], 105ページ)。

最後に、最も重要な人物としてガーンシャームダース・ビルラー (通称GD)²⁾を忘れることはできない。GDが、ガンディーの社会活動の支援を本格的に行なうのは、1924年頃からだが、チャルカー・カーディーの生産・消費の奨励、ハリジャン (不可触民) 援助、教育関係など非政治的内容を持つ「建設的プログラム (Constructive Programme)」に当てられるべきものとして、同

1) バジャージについては、Nanda [4] も参照。

2) ビルラーについては、Birla [1] も参照。

年5月から1926年7月までの間に42万6千ルピーを寄付している（内藤 [12], 112ページ）。1935年以降は、年間5万ルピーがアシュラムの維持費として送られ続けたが、「建設的プログラム」のための資金をさらに要請するガンディーに対して、「資金不足でとどこおっているどんな種類の事業であれ、あなたが必要と感じたときには、いつなりともただ私に書いて下さるだけでよろしいのです。」と答えている（同書, 113ページ）。ルイス・フィッシャーは、「国民会議派の予算のどの程度の比率を裕福なインド人が負担していますか」との質問をガンディーにしたところ、「実際にはその全部です」との答が返ってきたことを記し（フィッシャー [9], 384ページ）、また「ガンジーのアシュラムやハリジャン奉仕、それに農民の向上とか国語教育とかいった、ガンジーの機関の維持費はその大半が金満家の紡績工場主であるG = D = ビルラーのふところから出ている」と述べている（同上）。

ところで「建設的プログラム」とは、1924年にガンディーによって打ち出された会議派の経済綱領であるが、その内容を示した1945年版のパンフレット（Gandhi [3]）によるとそれは、「不可触民制度の廃止」、「カーディー（手織り綿布）」、「その他の村落工業」、「村落の衛生」その他全18項目から成っている。同プログラムは「全くの底辺から国家を建設するためにデザインされたものである」（*Ibid.*, p. 5）と述べられているように、最貧層の人々の雇用と生活水準の向上を目的として、かなり大規模に行なわれたことが知られている³⁾。ガンディーは、以下に見るように受託者制度理論を展開する中で、同プログラムを資金的に支えてくれる富裕階級を敵に回すことは決してなかったが、ガン

3) プログラムの中心であったチャルカー・カーディー運動については、中村平治氏が、ナショナリズム勃興の過程で国民会議派を中心にかなり大きな規模で展開されたことを示している。（中村 [13], 47頁）他方篠田隆氏は、同運動の経済的効果はその全時期を通じて小さかったことを論証しようとする。（篠田 [20], 259-291ページ）しかし、篠田氏の言うようにたとえ1929/30年のカーディー生産がインド綿布総生産の1%に満たなかったにせよ、全インド手紡ぎ工協会のもとで179,453人が平均して家計の10%に及ぼうとする貸金を受けていたというのであれば、失業者の救済という観点から言えばむしろ運動の一定の成果であったと見做してよいのではないだろうか。篠田氏の研究から私がむしろ学ぶのは、ガンディーが失敗と反省を繰り返しながらもどうにかしてインドの貧困を解消しようと苦心する姿である。

ディーと富者との友好関係は一般に彼を「体制擁護」論者と見做す見方の根拠となっているように思われる。しかし逆に富裕階級の側にとっては同プログラムの資金を提供するという少なからぬ代償が伴ったのであり、このことを考慮するとき我々は、同時にガンディーが富裕階級の資金を平和的に貧者へ振り向け後者の救済を意図していた側面を無視してはならないだろう。

ともかく、こうしたガンディーの事業に協力を惜しまなかった大資本家たちとの出会いは、ガンディーが、1920年代の後半の時期に自らの受託者制度理論を形成するうえで決定的な役割を果たしたと思われる。実際、大衆の福祉を司る者をさして「受託者」という言葉が初めてガンディーの文献のなかに登場するのは、これら一連の大資本家たちと出会った後の1927年である。この年ガンディーは、ラジャバラヤムでの演説の中で、カーディー活動のための募金を呼びかける一方、活動に携わる者一般に対して次のように呼び掛けた。「私たち、すなわちそれは、こうした募金を募る私や、カーディーを取引する商人、村落へ出かけて行って組織する人々のことですが、私たちはみな自らを手紡ぎ工の福祉のための受託者であると思わなければならないのであり、わたしたちは、彼らのために、彼らのためだけに存在するのです」(CWMG, Vol. 35, pp. 79-80)。

また1928年10月には、アーメダバードにおけるある託児所の開設式で、工場主による工場労働者の境遇改善に不満を述べながら、工場主に「富の全てを信託(Trust)として所有し、あなたがたのために汗を流して働いてくれる人々の利益のためだけにそれを使用すること」(Ibid., Vol. 36, p. 289)を要請した。さらに1931年には、UP州のザミンダールについても同様に「受託者」となって「小作人の福祉に強い関心を持ち」、「上手に経営される学校を子供達に、夜間学校を大人たちに、病院や薬局を病人のために提供し、村落の衛生を見守らなければならない」(Ibid., Vol. 46, pp. 234-235)とした。

ここに豊かな者は大衆の福祉のためにその財産の管理を神から信託されたものと見做し、自らは財産管理にあたっての手数料だけを受け取るものとする

受託者制度理論の基本的枠組が形づくられたと見ることができる。南アフリカで得られた「所有」に関する漠然とした概念は、これ以後、1934年のガンディーの言葉を借りれば「『持てる者』と『持たざる者』との間に存在するあの大きな隔たり」(Ibid., Vol. 58, p. 219)を解消するための手段、また1940年の言葉を借りれば「平等の分配」(Ibid., Vol. 72, p. 399)をもたらすための手段としてより具体的に力説されてゆくのである。

IV 社会主義・共産主義思想の台頭と受託者制度理論

1920年代後半から30年代にかけては、社会主義・共産主義の風潮がインドにも広まった時期である。1929年から33年にかけて自由主義世界が被った大恐慌や、これとは対照的に同時期の第一次五か年計画の成功によって立ち立てられた社会主義工業国ソ連のイメージは、これらの思想が多くの急進的インド青年を引き付ける客観的背景となったことだろう。1934年にネルーを指導者に仰ぐ社会主義者のグループが会議派社会党を結成する時期に、彼らの主張する階級闘争にガンディーが受託者制度理論を対置してゆくのは、まさにこのような時代の文脈においてである。ここでは社会主義思想の影響を強く受けた人々とガンディーとの間で行なわれた議論を、1934年の非服従運動停止以降のネルーを中心とする社会主義者の動きにあわせて検討してゆくことにする。

ガンディーは、アシュラムにいる人の中にサッティヤーグラハ運動の眼目である刑務所行きを嫌がって書齋の生活をしたいと言い出した人がいることを知って、これを理由に1934年4月非服従運動を突然停止した。運動停止を宣言するガンディーの声明文は次のようなものである。「この声明は、親しい人々やサッティヤーグラハ・アシュラムの関係者との個人的な会話に対する靈感に負っているものです。……その友人は刑務所の労役に服するのを嫌がり、与えられた仕事よりも彼の私的な研究のほうを好んだということでした。これは疑いもなくサッティヤーグラハの規則に反するものでした。このことは、わたしの最愛の友人の不完全さより以上に、わたしの不完全さをわたしに痛感させま

した。……わたしは盲目でした。指導者の盲目は許されないことです。わたしは直ちに、ここしばらくは、わたしが行為における市民的抵抗運動をただ一人代表するものとして留まっていなければならないと気づきました」(CWMG, Vol. 57, pp. 348-349)。

非服従運動の停止の知らせを獄中で聞いたネルーは、「大きな隔たりが、わたしと彼(ガンディー)の間にできたような気がした」のであり、「突き刺された痛みとともに、多年の間、わたしを彼に結びつけていた忠誠の弦糸が、ぼつんと切れてしまったように感じた」のである(ネルー [15], p. 493)。テンドゥルカルによれば、「これは多くの会議派党員の反応であった」(Tendulkar [8], Vol. 3, p. 261)が、まさに運動停止の翌月、すなわち5月27日彼らは会議派社会党の創立大会をパートナーで開催する。

その二日前ガンディーは社会主義者「M. マーサーニーおよびM. マールカーニーとの議論」(CWMG, Vol. 58, pp. 27-29)において、社会主義の持つ「強制力」や産業の国営化について意見を対立させている。ガンディーは真っ先に「非暴力」の観点から、マーサーニーおよびマールカーニーの説く社会主義の暴力性を批判する。「あなたがたの説く社会主義の制度は、強制(coercion)に基づいたものです。……暴力すなわち性急(impatience)であり、非暴力すなわち忍耐(patience)であります」。さらにマーサーニーとマールカーニーが、産業の国営化を主張するのに対して、ガンディーは受託者制度理論の立場から企業家の活動の場所を保証しようとする。「交通、保険、為替などは国営にしなければなりません。しかし、私は全ての大工業を国家が接收することを主張するつもりはありません。たとえば、賢くて、熟練した個人が、自らすすんである産業を経営し、指導したいというならば、私はそうした個人に、その産業を組織させることができるようにシステムの柔軟性を十分に保っておきたいと思います」。

この頃ネルーは相変わらず獄中だったが、6月に『自叙伝』の執筆を開始、その中で受託者制度理論に対する批判を含めたガンディー批判を展開する(本

稿第1節参照)。「自叙伝」は6月から翌年2月にかけて書かれており、運動停止に関してネルーが次のように記述した時期が実際いつごろであるか定かではないが、この数ヵ月間のガンディーに対するネルーの根深い不信感を示唆するものとして興味深い。「『友人』の不完全さがこの種のものならば、全く些細なことである。……直接には何十万、間接には何百万の人間を包含するほどの大民族運動を、たった一人の人間が過ちを犯したからといって、停止してもよいものだろうか。このことはわたしにとって奇怪な言いがかり、不道德な言いがかりに思えた。……彼が与えた理由づけは、知識に対する侮辱であり、民族運動の指導者としては驚くばかりの芸当であったように、わたしには思えた」(ネルー [15], p. 492)。

獄中であって、しかも執筆中のネルーの『自叙伝』の原稿をガンディーは知るべくもなかっただろう。ガンディーはネルーの心情を意に介することもなく、7月に社会主義の影響を強く受けた学生たちと議論する中で、階級闘争の是非をめぐって彼らと真っ向から対立している。すなわち「学生たちとの議論」(CWMG, Vol. 58, pp. 216-222)においては、階級闘争が不可避であると考えた学生たちと、受託者制度理論によって資本家と大衆との間の融和を求めようとするガンディーとの対照的な視点をうかがうことができる。「わたしたちは、資本家たちが、大衆へのサービスのために、自分たちの利益を引き渡す資質があるという点で彼らを信頼しなければならないのです。……私たちが非暴力のメッセージを理解すれば、インドにおいては階級闘争は不可避なものではなく回避できるのです。階級闘争を不可避なものとして語るものは、非暴力の意味を理解していないか、あるいは、ただ表面的にだけ理解しているに過ぎないのです」。

実際ガンディーは、地主や資本家といった富裕階級が「受託者」としての役割を果たすことで、階級闘争を回避することを理想としていた。ガンディーは、社会主義の理想の一つである「平等」の理念には共感しつつも、それをもたらす手段については、あくまでも地主や資本家の性善に依拠しようとしていたの

であり、階級闘争を必然的なものとする当時の社会主義思潮とは明確な一線を画していたのである。「西洋の社会主義や共産主義が大衆の貧困に対する最終的な答えであると仮定するのは明らかに間違いです」(Ibid.)。だからこそガンディーは、この「学生たちとの議論」の4日後になされた「ザミンダールへの回答」(Ibid., pp. 247-249)の中で、ザミンダールに対して「受託者」としての振舞いを要求する一方で、積極的に彼らを階級闘争の危険から守ることを約束する。「私は、私の持つ全影響力を投じて階級闘争を阻止しなければならないのです。……あなたがたの財産を没収しようとする不正な試みがなされるならば、私はあなたがたの側に立って戦うつもりです」。

このようにガンディーの受託者制度理論は、この頃台頭してきた革命的思想および階級闘争の脅威に対して富裕階級を防衛するように働いたのである。ちなみに、最初に紹介した同理論に対する諸論者の見方が概ね、ガンディーと富者との友好関係と並んで、階級闘争を阻止しようとする同理論のこうした側面に注目したものであることはいままでもない。

V 1934年8月のネルーの手紙と受託者制度理論

しかしながらガンディーは、これら社会主義・共産主義思想からの影響を全く受けずにはいられなかった。8月13日付けのネルーの手紙は、運動停止がネルーに与えたショックをまざまざとガンディーに伝え、逆にガンディーに大きな衝撃を与えたものと思われる。「あなたが非服従運動を停止されたと聞いたときには、わたしは悲しい思いになりました。……ずっと後になって私はあなたの声明を読みましたが、それは今日まで経験した最大のショックの一つをわたしに与えました。……あなたが停止のために挙げられた理由と将来の仕事に関する提案は私をびっくりさせました。わたしは、わたしの中の何かが壊れ、わたしがこれまで非常に大切にしてきた一つの絆がぱっくり切れたように突然、そして強く感じたのです」(Nehru [6], p. 115)。この手紙の意味は大きい。8月17日付けのガンディーによるネルーへの返信の中には、独立運動・社会改

革運動を進める上で、ネルーを手放したくない彼の切なる思いが読み取れる。「あなたの情熱的でしかも感情的な手紙は、わたしの力が許すよりはるかに長い返事をしたためののに値するものです。……しかしわたしが全く確信していることは、……あなたの悲しみや失望の全ては、十分に理由のあるものではないということです。同志としてのわたしはあなたから離れていないことを誓って申します。……わたしがもっているとあなたが考えていたあの共通の目的への情熱は、今も変わらずもっています。……どうして社会主義者は急がねばならないのでしょうか。わたしが早く行進できなければ、彼らに止まってもらって、わたしもいっしょに引っぱっていってくれるよう頼まなければなりません」(Ibid., p. 121)。

ガンディーは、ネルーの指導力と社会主義勢力の重要性を無視できなかったにちがいない。9月にサルダール・パテルにあててた手紙では、「それからまた次第に大きくなりつつある社会主義者のグループがあります。ジャワーハルラール・ネルーはあらそうものなき彼らの指導者です。……そのグループはかならずその影響力と重要性を増していくでしょう」(CWMG, Vol. 58, p. 405)。と述べている。実際、次に見るように1934年10月以降の受託者制度理論に関するガンディーの発言の中には、それまでには見られなかった社会主義者への一定の譲歩が観察されるのである。

まず、1934年10月には、国家所有よりも受託者制度を優先しながらも、後者が不可能な場合には、社会主義の路線にそって国家が個人の財産を没収することもやむなしとの見解を示している。「該当する人々が、受託者として振舞えるなら、私は非常に嬉しく思います。しかし彼らが受託者として振舞えないならば、わたしたちは国家による最小限の暴力を行使して、彼らからその所有物を取り上げる必要があるものと信じます。……私が個人的に望むのは、国家の手に権力を集中することではなくて受託者制度の感覚を拡大することなのです。……しかしながらも避けられない場合には、私は最小限の国家所有を支持します」(傍点は引用者。Ibid., Vol. 59, pp. 318-319)。

受託者の受け取る「手数料」、あるいは受託者が社会に引き渡す富の分量に関しても、ガンディーの考え方は、同じく1934年の前後で大きく変化している。例えば1931年のチャールズ・ペトラッシュその他との会談では、ガンディーは「この手数料については一定の数字を設けていませんが、彼らには自らが受け取る資格があると考えられる分だけを要求してもらいたいと思うのです」(Ibid., Vol. 48, p. 423)。と述べているのに対して、1935年7月にブレマベン・カンタクにあてた手紙の中では、「所有者が、『受託者』になるということは、彼らが貧者へ、すなわち国家や他の福祉関係の機関へ、一定のパーセントを超えた所得を全て手渡すことを意味している」(傍点は引用者。Ibid., Vol. 61, p. 183)。として、受託者に対する一歩踏みこんだ要求を示している。

また1939年にはザミンダールや百万長者、さらには藩王(Princes)らの生活費を「一日8アンナ」と規定しつつ「所有物の残りを国家の信託と見做すこと」(傍点は引用者。Ibid., Vol. 69, p. 219)を要求し、さらに1942年にも「非暴力の基礎の上に建てられた国家においては、受託者のコミッションは統制されなければならない」(傍点は引用者。Ibid., Vol. 76, p. 9)と述べている。

社会主義者への配慮は、インドが独立を達成した1947年のガンディーの発言の中にも見られる。「全能の神は、物を貯える必要はありません。……従って人間もまた理論上は、毎日を生きて、物を貯えるべきではありません。この真実が一般に人々に理解されるなら、それは法制化され、受託者制度は法的な存在となるでしょう」(Ibid., Vol. 86, p. 419)。受託者制度が「法的な存在となる」と言うときに、そこには暗黙のうちに国家による一定の「強制力」が想定されているものと考えてよい。

このように1934年以降の受託者制度理論においては、富者の財産所有、受託者の賃金、あるいは制度そのものに関して一定の「強制力」が想定されている。これらは明らかに社会主義思想から受けた影響の跡であり、同時にネルーを指導者とする社会主義勢力の重要性をガンディーが深く認識していた事実を裏書きするものである。

しかしここで同時に重要な意味を持つのは、彼が受託者制度理論に「強制力」を想定したこと、言い換えれば、ガンディーが社会主義勢力に歩み寄りを見せたことで顕在化した事実である。すなわちそれは、同理論が所得の公正な分配を実現しようとする点においては社会主義思想と同様に既存の経済秩序を変革しようとするベクトルを少なくとも建前上有していたという事実である。このことは「強制力」を想定することのなかった1934年以前の発言ではあまり明らかではなかった。しかしこの年以降、ガンディーは、止むを得ぬ場合には「強制力」の行使を認めることで自分と社会主義者たちとの距離を相対的に縮め、社会主義勢力の持つ改革のポテンシャルを実は自らの理論も持ち合わせていることを示したのである。この点は、ネルーやEMSをはじめ第1節で紹介した一連の論者に共通の、ガンディーが体制変革に極めて保守的・反動的であったという見方では捉え切れない同理論の側面を示しているといえよう。

ところでガンディーは1928年に、ロシアのボルシェビズムについて「それは、暴力の使用を排除しないばかりか、むしろ私有財産の没収と、国家によるその集団的所有の維持のために、自由に暴力を使用する」(*Ibid.*, Vol. 37, p. 380)と述べてこれを批判している。また1937年に至っても「私は小銃を突きつけて人間の心から悪を除去できるということを信じない」(*Ibid.*, Vol. 64, p. 423)と述べ、「非暴力」の観点から「人々の上に強制された共産主義はインドにはふさわしくない」(*Ibid.*, p. 312)と考えた。これらの発言を思えば、受託者制度理論に仮にも一定の「強制力」が想定されたことは「非暴力」の大原則からの大きな逸脱であり、その意味では社会主義思想に対するガンディーの譲歩は決して小さなものとはいえない。

しかし、いささか逆説的だが受託者制度理論は、尚も社会主義思想との最後の距離を埋めようとはしないのである。我々は、「強制力」が想定されたことで受託者制度理論が根本的に変更されたと考えてはならない。すなわち、ガンディーは同理論において国家が最小限の暴力によって財産を没収することの可能性を示唆しながらも、それはあくまでも同理論が実現不可能な場合の最後の

手段として考えたものであるし、ザミンダールの受け取る手数料を規定しつつも、常に「非暴力」の観点から強制的手段は回避することを望んだ。最後に挙げた「受託者制度の法的な存在」にしても、同制度が人々の間に普遍的に受け入れられた究極の状態としてイメージしていた可能性が強い。

実際、社会主義思想からの批判的インパクトを摂取しつつも、受託者制度理論の基本的枠組は維持されたままであった。例えば善良な富者であれば、ガンディーは彼らとの良好な関係を相変わらず存続させることを望んでいたが、このことは社会主義・共産主義思想の中で、通常資本家・地主階級が敵視されるのとは対照的である。1939年にガンディーは、資本主義を廃止したいと考えていること、受託者制度理論が社会主義や共産主義の理論よりも息の長い理論であることを含めて次のように語っている。「多くの資本家が私に対して好意的であり、私を恐れてはいないことを自白することに私はなんら恥じらいはありません。私が、最も進歩的な社会主義者や共産主義者と同程度に、資本主義を完全に、あるいはほとんど廃止したいと思っていることを、彼らは知っています。……私は、この理論（受託者制度理論）が他のいかなる理論よりも生き長らえることを確信しています」（傍点・括弧は引用者。Ibid., Vol. 71, p. 27）。

さらにガンディーは、その死の半年前に独自の意味での「社会主義」論を展開している。1947年7月に行なわれたデリー州政治会議の演説の中では次のように述べた。「最近では社会主義者であると自称することが流行するようになりました。何らかの『イズム (ism)』を身に纏うことだけで奉仕ができるというのは誤った考えです。……社会主義というものが、敵を友人に変えてゆくことを意味するのならば、私は純粋な社会主義者です。……私は社会党の説く類の社会主義を信じておりません。……私が死んだとき、あなたがたは皆ガンディーは本当の社会主義者だったと認めるでしょう」（括弧は引用者。Ibid., Vol. 88, p. 262）。

このように1934年10月以降のガンディーの受託者制度理論は、社会主義思想からの一定のインパクトを吸収しつつも、その核心部分においてはこれらの思

想とは距離を保ちつつ、1920年代後半から30年代前半にかけて形づくられた基本的枠組の上に独自の形で展開したと考えてよい。

ガンディーは実にその死の前年まで、ことあるごとに受託者制度理論を説き続けることで、階級間の宥和と、富の「平等の分配」をもたらそうとひたすら苦心していたのだった。1944年には地主が小作人を搾取する可能性を考慮して「小作人の中の緊密な協力が絶対に必要である。この目的のために、特別の組織体か委員会が設立されなければならない」(*Ibid.*, Vol. 78, p. 220) としたが、その組織体とは「パンチャヤート」と呼ばれる村落自治組織のことである。ガンディーは受託者制度理論の実施をより現実的なものとするために、この「パンチャヤート」を中心とする小作農間の結束と「非暴力的非協力 (non-violent non-cooperation)」の形態を取るストライキを認めていたのである (Nayar [5], p. 627)。またデリー州政治会議の数ヵ月前にも、小作人や労働者のリーダーたちに対して「ザミンダールを困らせたり、殺したりする」といった行為を慎むように要請する (CWMG, Vol. 87, p. 365) とともに、ザミンダールに対して「受託者として振舞うことによつてのみあなたがたは生き残れるのです」と警告を発している (*Ibid.*, p. 304)。支配階級に対するこうした警告と受託者として振舞うことの要請は、ガンディーの人生の最後の20年間に何度となく繰り返された。受託者制度理論は結局のところ、「体制擁護」を目的としたものでもなく、かといって社会主義・共産主義の革命思想でもなく、ガンディー独自の社会経済改革理論として展開したのである。

おわりに：受託者制度理論の再評価

もはや受託者制度理論が「体制擁護」を目的としていたというこれまでの認識にはわかには認められない。確かにガンディーは、「受託者」として振る舞うかぎり資本家や地主の社会的立場を保証しようとしていたが、それには、彼の「建設的プログラム」を資金的に援助するという負担が富裕階級に側に伴うものだった。また社会主義者に対する歩み寄りも、同理論それ自体が実は彼ら

の思想と同様に経済改革のベクトルを備えていることを示していた。一方の極には資本家や地主が控え、他方の極には社会主義勢力が控える間においてガンディーは、どちらの側にも完全に与することはなかった。同理論は、結局のところ社会主義勢力との距離を縮めながら階級闘争をできるだけ回避しつつ富裕階級の富を貧者へ向けることで、全ての階級を自らの社会経済改革に参加させようとする一つの試みだったといえる。

ガンディーは、ATLAやパンチャヤートを通じて資本家から労働者へ、あるいは地主から小作人へ直接的に富が移転されることを歓迎していたが、他方において、最下層の人々の生活の向上を目的とした「建設的プログラム」を自ら積極的に推進することで何よりも貧困の解消を目指していた。言い換えれば受託者制度理論は、これら独特の労働組合や村落自治組織、あるいは「建設的プログラム」といったガンディーの社会経済思想の他の構成要素と共に、「非暴力」の枠内で体制改革を進めるための一つの複合的なシステムを織りなしていたのである。

受託者制度理論が階級闘争の回避を目指していたことで、結果として資本家や地主に有利に働いた可能性はなおも残るだろう。しかしながら我々は、同理論が以上のような思想的構造を伴って展開したことを理解するならば、ガンディーが階級闘争を回避しようとしていたことをこれまでのように否定的に捉えるのではなく、逆に独立運動の途上で同時にインド社会の内在的矛盾にも目を向け、これを平和のうちに是正してゆこうとした点をむしろ積極的に評価すべきではないだろうか。

参考文献

〈英語文献〉

- [1] Birla, G. D., *In the Shadow of the Mahatma*, Bombay, 1968.
- [2] Gandhi, M. K., *The Collected Works of Mahatma Gandhi*, 90 vols., The Government of India, Ahmedabad, 1958-1984.
- [3] Gandhi, M. K., *Constructive Programme-Its Meaning and Place*, Ahmedabad,

1945.

- [4] Nanda, B. R., *In Gandhi's Footsteps; The Life and Times of Jamnarl Bajaji*, Delhi, 1990.
 - [5] Nayar, P., *Mahatma Gandhi; the last phase*, Ahmedabad, 1956-1958.
 - [6] Nehru, J., *A Bunch of Old Letters*, Delhi, 1988.
 - [7] Revri, C., *The Indian Trade Union Movement; An Outline History 1880-1947*, New Delhi, 1972.
 - [8] Tendulkar, D. G., *Mahatma; Life of Mohandas Karamchand Gandhi*, 8 vols., New Edition, Delhi, 1960-1963.
- 〈邦語文献〉
- [9] L. フィッシャー『ガンジー』古賀勝郎訳, 紀伊國屋書店, 1968年 (Fisher, L., *The Life of Mahatma Gandhi*, 5th Impression, London, 1962)。
 - [10] M. ガンディー「自叙伝—真実を私の実験の対象として」蠟山芳郎編『ガンジーとネルー』世界の名著77所収, 中央公論社, 1979年 (Gandhi, M. K., *An Autobiography-The Story of My Experiments with Truth*, Vol. 1 in 1927, Vol. 2 in 1929)。
 - [11] 内藤雅雄「日本におけるガンディー研究の考察」『インド文化』1969年第9号所収, 日印文化協会。
 - [12] 内藤雅雄『ガンディーをめぐる青年群像』三省堂, 1987年。
 - [13] 中村平治「ガンディーとインド・ナショナリズム——スワーデーシー運動の検討——」『思想』1957年4月号所収, 岩波書店。
 - [14] E. M. S. ナンブーディリッパードゥ『マハトマとガンディー主義』大形孝平訳 研文出版, 1985年 (Namboodiripad, E. M. S., *The Mahatma and the Ism*, Revised Edition, Calcutta, 1981)。
 - [15] J. ネルー「自叙伝」蠟山芳郎編『ガンジーとネルー』世界の名著77所収, 中央公論社, 1979年 (Nehru, J., *An Autobiography, with Musings on Recent Events in India*, 1936)。
 - [16] 大類純「ガンディー研究文献目録——附年譜——」『思想』1957年4月号所収, 岩波書店。
 - [17] 蠟山芳郎『マハトマ・ガンジー』岩波書店, 1950年。
 - [18] 坂本徳松「ガンディーの現代的意義」『思想』1957年4月号所収, 岩波書店。
 - [19] 坂本徳松『ガンジー・人と思想』第18刷, 清水書院, 1988年。
 - [20] 篠田隆「ガンディーとチャルカー運動」富岡倍雄・梶村秀樹編『発展途上経済の研究』, 1981年, 世界書院。